

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

長崎県島原市

2 地域再生計画の名称

島原健康半島構想

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度～平成25年度

4 地域再生計画の意義及び目標

(意義)

島原市は平成3年から約5年6月にも及ぶ雲仙普賢岳の噴火災害により、5千人近い居住人口の流出や観光客の減少、また、企業の倒産、撤退等により地域経済は深刻な打撃を受け、今なお地域社会・経済に大きな影を落としている。一方、人口減少は確実に高齢化率を高め、現在では約4人に1人が65歳以上という環境にある。

このような環境にあって、地域経済・社会の活性化を図るとともに、住民が安全で安心して暮らせる都市基盤の整備や高齢者福祉・サービスの向上、健康維持・増進への取り組みは重要なことであり、特に、地域経済の活性化は雇用効果と相まって、

若年層の大都市への流出を抑制し、人口の定住促進につながるものと考えるところである。

このようなことから、本市では平成 14 年度に「島原健康半島構想」を策定し、住民福祉・サービスや産業振興等、市の再生・発展を図るためには将来に向けてどう取り組むべきか、あらゆる分野から現況を検証し、具体的な検討を重ねてきたところである。

その結果、地域再生を図るためのキーワードとして、島原城や武家屋敷、火山や湧水といった資源と異なった、他に類のない本地域固有の資源である、「薬園跡」の活用を考えたところである。

本市では、昭和 4 年、奈良県の「森野旧薬園」、鹿児島県の「佐多旧薬園」とともに、日本三大薬園跡として、島原藩の医学校時代から残る「旧島原藩薬園跡」が、国の史跡に指定されていることもあり、以前から薬草に関心のある市民団体によって、薬草の研修会や大学の薬学部から講師を招いた独自の勉強会等も実施されてきた。

さらに、市内の「かんぽセンター」においては、薬膳料理（以下「薬膳食」という。）が観光客等に提供された経緯もある。

このようなことから、本市としては高齢化をにらんだ「食と健康」とを考え、中でも薬膳食を一つの新しい産業なるよう、民間活力を活用した一種の「コミュニティビジネス」の起業を図ろうと考えたところである。

本市は観光都市であると同時に県下有数の農業地帯でもあり、また、有明海の海産物も豊富なことから、「季節ごとの野菜や魚介類と薬草」とを利用した料理は、他の地域では真似のできないものと考えている。特に「味覚」は、風景や音声と異なり、電子媒体であっても記録して他に伝えることは現在のところ不可能であり、観光客等にとっては必ず訪れなければ味わえないという強みがある。また、記録が出来ないため、記憶の薄れとともに、再度訪れることとなりリピーターにも結びつくものとする。

最近では、輸入野菜の残留農薬問題や非認可農薬の使用、BSEや鳥インフルエンザ等の発生もあり、国民の食に対する健康志向が一段と強くなっており、薬膳食という本市独自の個性ある取組みを推進することは、地域はもとより観光客等による薬膳食の需要拡大が期待できるものとする。

そのことにより、交流人口の拡大が図られ観光関連産業の振興は勿論のこと、他の食材についても地産地消を基本に置くことで、農水産業の振興等、市の全産業の振興にもつながるものとする。このような考えのもと、本市においては、薬膳食を第一歩とした薬草の活用を、地域再生・浮上の核として位置付けるものである。

(目標)

本構想を実現する上で最も重要となる薬草の安定的な供給については、休耕田等を活用した薬草の栽培を予定している。休耕田は、生産調整は別として、主に後継者問題や収益等の問題等により発生してきたものであり、これまで利用されていなかったこれらの耕地等を有効に活用することで、一つには農家への直接的な所得増加を目指そうとするものである。

同時に、農・水産物等、薬膳食に用いる薬草以外の食材については地産地消を基本とすることで、薬膳食の需要拡大により、第一に地域の一次産業に対する直接的な収益効果を生み出し、所得向上が図られるものとする。

また、薬草の活用については、薬膳食に限らず、「薬草茶」や「薬草菓子」といった加工品の開発・販売も予定しているが、薬膳食を始め、薬草の加工・販売については民間による起業化を前提としており、起業化に伴って当然雇用効果が生まれることから、農水産業のみならず、雇用の拡大による地域の浮上・活性化も予定するものである。全体的な産業振興を目指そうとするものである。

薬膳食や薬草の加工品等、他の地域にはない本市独自の特異性・個性化を推進することは、観光客等、交流人口の拡大につながるものであり、旅館やホテル・土産品店等、全体的な観光関連産業の振興とともに、当該産業分野での雇用の拡大も目標とするところである。加えて、温泉を利用した「薬湯」の提供も考えており、さらに集客を推進することで、産業振興・雇用拡大が図られるものと考えている。

これら「アフターコンベンション」としての魅力の増大は、一般的な観光客に加えて薬草の学術的な交流・研修の場としての利用拡大が期待されるなど、産業の振興にとって相乗的な効果をもたらされるものと考えている。

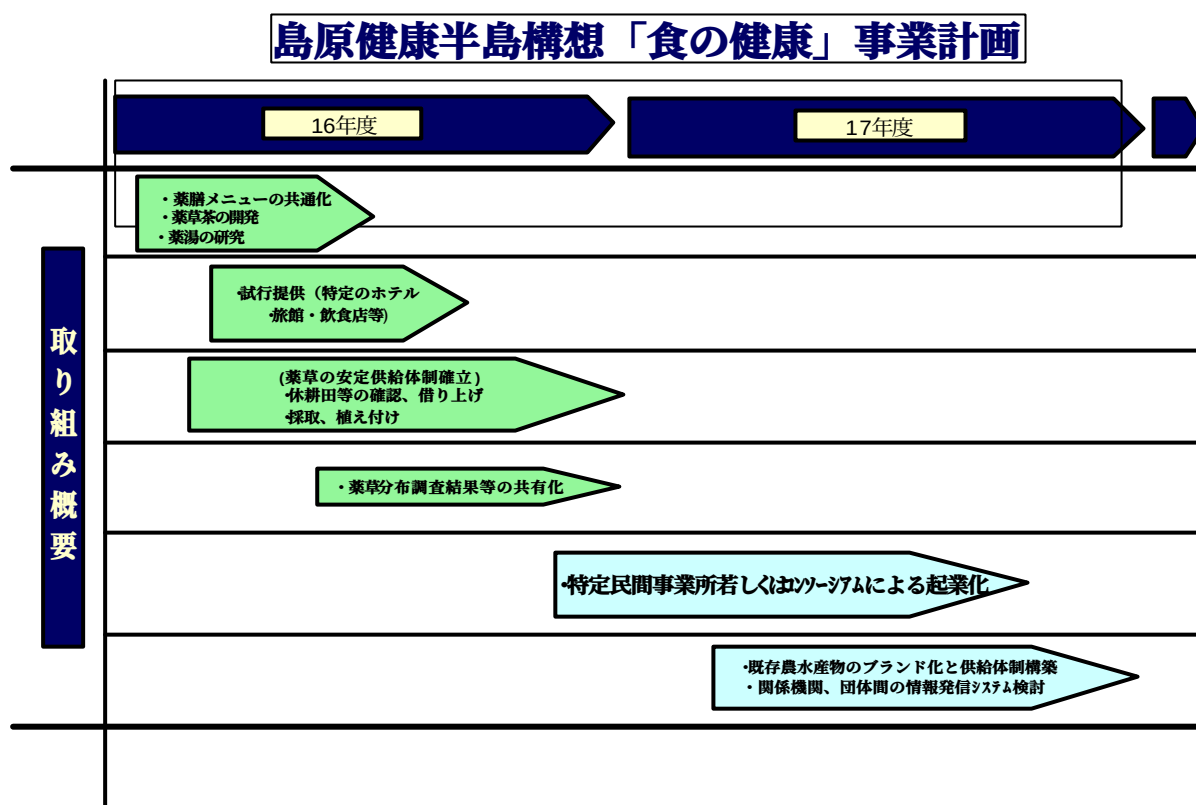
また、本市では平成15年度に、市域全体の薬草分布等に関する調査を実施したところであるが、その調査結果について、市民全体での共有化を考えている。このことで、一人ひとりの市民が薬草に対する知識や理解を深めることにより、地域内での需要の拡大も図られ、より一層の産業振興につながるものと考えている。一方、市民の誰もが観光客等に対する「薬草コンシェルジェ」となれるような、社会環境の創出を目指すことによって、一段と都市の魅力が増すものと期待される。

さらに、「薬園跡」については、将来的に、薬草茶など薬草を加工した土産品の販売所等の併設を検討し、観光資源として史跡そのものの魅力と集客力を高めると同時に、「薬園跡」とその薬草を活用した商品との相乗効果により、島原ブランドとしての薬草のイメージアップを図っていきたいと考えている。

このように、本構想は、「薬草」という本市の資源を最大限に活用することで、産業の振興を図り、新しい産業としての起業化を実現することによる地域の経済的・社会的な活性化を目標とするものである。また、産業振興による安定的かつ継続的な雇用の拡大によって、本地域への定住促進を目指そうとするものである。

高齢化が急速に進展している本市においては、特に、高齢者の健康維持・増進は医療費の抑制等にも繋がるものであり、観光客だけではなく市民にとっても薬膳食や

薬草茶、温泉や薬湯等を気軽に利用できる環境を整えることは、産業振興の面だけではなく、市民の健康維持・増進にとっても大きな効果があるものとする。



5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

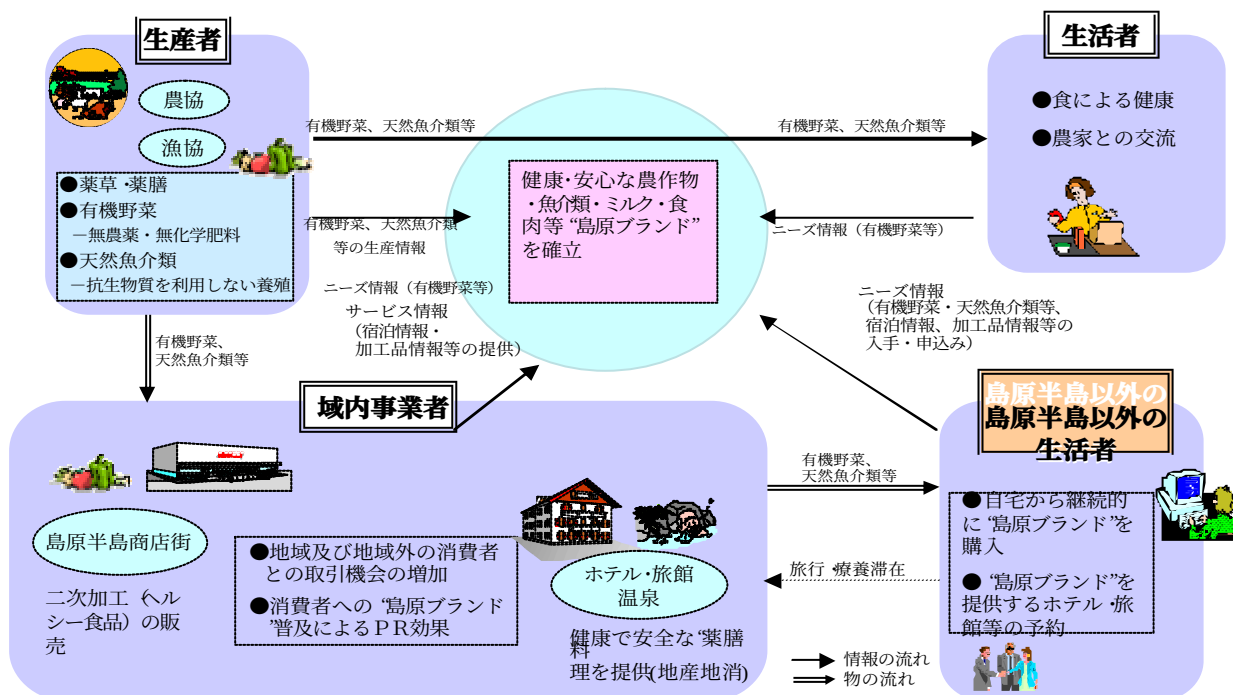
島原健康半島構想は、地域資源としての薬草を、その効能に重点をおいた薬学的見地からだけではなく、地域の新しい産業資源としてとらえ起業化することである。

そのことは薬草の活用だけに止まらず、関連する全ての産業の振興が期待できるものであり、特に、市の基幹産業である観光産業と農水産業に与える効果は大変大きなものがあるものとする。

(1)産業創造・振興のイメージ



産業振興のサイクルイメージ



(2) 経済的社会的効果

① 経済的効果

(7) 経済的効果

経済的効果については消費的経済効果のみを算出し、店舗新設や設備投資等に係る投資的経済効果は除外する。消費的経済効果については、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間と、平成 22 年度以降 5 年間とを区分して考え、取り組み開始から 5 年間は情報宣伝期間と位置づける。なお、算定に係る仮定の数値は最低限と思われる数値を設定した。

(平成 17 年度から平成 21 年度)

観光客等、宿泊を伴う場合について、1 日当たり 3 人増の年間約 1,200 人増とし、1 日に消費する額を 20,000 円(宿泊費を含む)と仮定する。また、日帰客を 1 日当たり 5 人増の年間約 1,800 人増とし、1 日に消費する額を 2,000 円と仮定し、共に消費的経済効果を平成 7 年度の長崎県産業連関表に基づいて計算した。

- ・平成 17 年度から平成 21 年度の 1 年間の消費的経済効果 42,712 千円(5 年間の経済的累積効果 213,560 千円)

(平成 22 年度から平成 26 年度)

平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間の宣伝・周知期間とし、その効果の現れとして平成 22 年度からの観光客等、宿泊を伴う場合については、1 日当たり 5 人増(平成 17 年度から平成 21 年度までの期間より更に 1 日あたり 2 名増)の年間約 1,800 人増とし、1 日に消費する額を 20,000 円(宿泊費を含む)と仮定する。また、日帰客を 1 日当たり 10 人増(平成 17 年度から平成 21 年度までの期間より更に 1 日あたり 5 名増)の年間約 3,600 人増とし、1 日に消費する額を 2,000 円と仮定し、共に消費的経済効果を平成 7 年度の長崎県産業連関表に基づいて計算した。

- ・平成 22 年度の 1 年間の消費的経済効果 66,855 千円(5 年間の経済的累積効果 334,425 千円)

(平成 17 年度から 10 年間の経済的効果)

上記の各 5 年間を合計した 10 年間の経済的効果は、約 547,985 千円と推計する。

(イ) 経済的効果に伴う雇用効果

薬膳食の提供やレトルト薬膳食の販売、薬草茶の製造・販売や薬湯等、薬草を活用した産業の起業化を図ることで、これに従事するための雇用が発生する。また、旅館やホテル、土産品店等の既存の事業においても雇用の拡大が見込まれ、農水産業の後継者たり得る若年層の定住促進等も考えられるが、現時点において、雇用効果を数値的に算出することは困難である。

ただし、期待するところとしては薬膳食提供専用のレストランの建設(2～3 件)や、レトルト薬膳食や薬草茶の加工・販売に当たっては、市内全域の旅館やホテル、土産品店等へも安定して供給できる生産体制を目指すとともに、将来的には「ゆうパック」との連携やネット販売等についても対応できるような生産体制を考えているところであり、これらのことを総合的に勘案した場合、一定程度の地域雇用の拡大が期待できるものと考えられる。

② 社会的効果

噴火災害後における島原市は、島原の乱やキリシタン文化とそこから来る歴史や伝統、加えて、噴火災害での土石流や火砕流、そして一部にはいまだに危険というイメージが交錯したものであると思われる。

文化とは、人間が日常生活を営むことに伴うごく自然発生的な、その時代、時

代の人間性の現れであり、長年にわたり積み重ねられたそれぞれの都市における、日常の集大成だということができる。そして、その文化が都市のイメージを形成し、異なった文化・イメージを求めて観光という形での交流が繰り返されてきたものと考ええる。

このような観点から、本市は国指定史跡である旧薬園跡を有することもあり、新しく「薬草」をキーワードにした街づくりを推進しようとするもので、中でも、「食と健康」は全ての人間の願いであり、温泉とも相まってより相乗的なイメージ効果が期待できるものである。

本市が目指すものは、薬草を核とする全国でもただ一箇所しかない個性ある特異な都市の確立であり、島原地域としての新しい文化の創造である。このような考えに立ち、予定される社会的効果は次のようなことが考えられる。

(予定される社会的効果)

- ・ 島原城や武家屋敷、火山や湧水といった既存資源以外に「薬草」が加わることで、これまでと違ったアカデミックな要素が加わり、従来とは異なった都市のイメージが形成され、結果として、新しい層の交流人口の増加が期待できる。
- ・ 島原城、武家屋敷、火山、湧水等に加えて、薬草そのものが郷土のシンボリック存在となりえる。
- ・ 新しい取り組みにより地域に活気と明るさがもたらされる。
- ・ 日本国内のみならず中華人民共和国等、「漢方」に関係深い国々との住民交流や学術的交流が期待できる。
- ・ 薬草を通して新しいコミュニティ形成が期待できる。
- ・ 全国的にも薬草に興味のある人々相互の交流促進が期待できる。
- ・ 医学・薬学関係の学生・教員等の研修地としての活用が期待できる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

13004 (別添 0801) 公立社会教育施設の有効活用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

○ 薬草講習会等の開催

薬草や薬膳食等を地域ブランドとして確立していくためには、全国へ情報を発信することはもとより、地域住民が、藩政時代の薬草栽培の歴史と、薬草に対する正しい知識を身につけ、地域に野生する薬草を守り、育てていく機運を盛り上げる必要がある。

このため、「薬草趣味の会」などの地域の住民団体等を活用し、身近な薬草の種類や効能、薬膳食などに関する講習や自生薬草の現地視察等を取り入れた講習会などを、生涯学習の一環として積極的に開催し、薬草や薬膳食の啓蒙・普及と地域ブランドとしての住民の意識向上を図る。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別紙

1 支援措置の番号及び名称

11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

2 当該支援措置を受けようとする者

島原市

3 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) プロジェクトチームを設置し取組む課題及び設置の必要性

本構想は、薬膳食を第一歩として、地域資源である薬草を活用した新しい産業を創出するとともに、薬膳食の普及による地域の農水産物の地産地消の推進やブランド化による消費拡大など、薬草を核に地域資源を最大限に活用して、産業の活性化や観光振興を行うことで、地域の再生・浮揚を図ろうとするものである。

また、国民の食に対する健康志向が高まる中、薬膳食や薬湯をはじめ、薬草を活かした多角的な活用を進めるとともに、これを全国へ情報発信し、地域住民はもとより、全国から本地域を訪れる観光客等に対しても、薬膳食等を「食の健康」として広くアピールしていくことで、滞在型観光の創出による観光産業の振興等も図られるものとする。

そこで、「薬草を活用した産業振興」をテーマとして、関係各分野の専門性を活かしながら、薬草の多角的な活用について検討を行い、これをコミュニティビジネスとしての新しい産業分野の創出や地域産業の振興に結び付けていくことで、構想の具現化を図っていきたいと考えている。

そのためには、薬草活用型産業の創出、薬草の活用による観光産業の振興、薬膳食を中心とした地域の農水産物の地産地消など、薬草の活用を核として本構想が推進しようとする各分野において、より専門性を備え多角的に検討を行うことで、地域の特色を活かし、地域の資源や産業と有機的に結びつけながら、効果的に構想を推進していくことが必要である。

また、民間による薬草を活用した産業の起業化など、本構想の具体的なプロジェクトの推進に当たっては、薬膳食等の試行的な提供等を通して検証を行うことにしているが、持続可能な産業として起業化を進めるため、専門分野からのアドバイス等により検証を行うことも必要である。

このため、観光産業の振興、農水産業の振興、コミュニティビジネスの起業化など「薬草を活用した産業振興」のテーマに係る各分野にわたり、地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置を受け、産業振興に向けた薬草の多角的な活用と具現化に当たっての課題等について、専門的な視点、立場から、意見やアドバイス、情報提供などの支援を受けながら、一体となった取組を行うことで、構想の実現を推進したいと考えるものである。

② プロジェクトチームによる取組を行うことで達成される成果

特定地域プロジェクトチームの支援を受け、「薬草を活用した産業振興」について取組を行うことで、達成しようとする成果は以下のとおりである。

- ・ 関係各分野の専門的視点から課題を検証し、産業振興のための薬草の多角的な活用法を確立することで、より広い分野にわたって、薬草を活用したビジネス展開を促進していくことが可能となる。

また、観光産業をはじめ既存の産業においても、薬草を活用した商品の開発、

販売などビジネスの幅が広がることで、地域の多様な産業の振興と地域雇用の創出を図ることが可能となる。

- ・ 薬草と農水産物等、薬草を核として地域資源を有機的かつ効果的に結び付けた活用を進めることで、地域の農水産物等の地産地消が図られ、農水産業等の振興に資することができる。また、これを全国に情報発信していくことで、薬膳食等薬草を活用した商品とともに、地域の農水産物を「地域ブランド」として確立していくことができる。
- ・ 持続可能な産業として、より専門的な視点を踏まえて検証を加えることで、民間活力による起業化をより安定的に促進することが可能となり、新たなコミュニティビジネスとして積極的に起業化の支援を行うことができる。

なお、国の行政機関、県の機関、市及び関係団体等、本構想を推進するためのプロジェクトチームとして想定される構成団体は以下のとおりである。

想定されるプロジェクトチームの構成)

国土交通省九州運輸局

国土交通省九州地方整備局

農林水産省九州農政局

経済産業省九州経済産業局

長崎県地域振興部 地域再生担当部局)

農業関係団体及び観光関係団体

島原市 支援措置を受ける主体)

別紙

1 支援措置の番号及び名称

13004 創添0801) 公立社会教育施設の有効活用

2 当該支援措置を受けようとする者

島原市

3 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組の内容

薬草を活用した産業の起業化、特に、薬膳食を新たな事業として民間活力により起業化するためには、民間事業者によるレストラン等施設整備への投資が必要となることから、起業化に向けては、自生薬草を利用した料理を、特定のホテル若しくは飲食店等で一定期間提供し、アンケート調査を実施するなど、試行による検証を行うことにしているが、より安定的に起業化を促進するためには、更に具体的な検証を行うことも必要である。

そこで、本格的な起業化を図る前に、地域住民の生涯学習の拠点として設置している市立公民館のうち、1又は2ヶ所の公民館の施設の一部を有効に活用して、観光客や地域住民を対象に、薬膳食をメニューとした飲食の提供を行うことで、事業としての採算性や、観光客等の薬膳食に対する志向等、市と民間事業者が連携、協力して、起業化に向けた具体的な検証を行うものである。

このように、調理室等薬膳食の提供に必要な設備を備えた既存の施設を有効に利用することで、経済的かつ効率的に具体的な検証を行うことが可能であり、また、

健康志向の中、観光客等の薬膳食への関心が高まることが期待され、コミュニティビジネスとしての起業化の促進に大きな効果があるものとする。

また、普段、社会教育活動の場として多くの市民が利用する施設を活用することで、地域住民への薬草や薬膳食等の啓蒙、普及にも寄与することが期待される。

公民館施設の活用内容)

①公民館の施設の一部を無償提供し、薬膳食の提供施設として活用する。

・公民館の設備である調理実習室を、薬膳食の調理室として利用。

・公民館の一室を、薬膳食の提供場所として利用。

②運営については、民間事業者と市との共同、若しくは民間事業者単独により行う。